

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会
会 長 井 川 信 子

個人情報の目的外利用について（答申）

令和3年6月23日付け松子第1136号をもって諮問のありました個人情報の目的外利用について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

松戸市子育て世帯生活応援特別給付金給付事業に係る個人情報の目的外利用について

2 審議会の意見

諮問のあった事項については、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）第7条第4号に規定する公益上の必要性があるものと認める。

なお、事業の実施にあたっては、同条例等の規定に従い、個人情報の適切な管理措置が講じられるよう、実施機関内はもとより受託事業者を含め指導することを求める。

3 市の機関からの諮問内容

(1) 事業の名称

松戸市子育て世帯生活応援特別給付金給付事業

(2) 事業の目的・内容

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国が低所得のひとり親

世帯・ふたり親子育て世帯を対象に子育て世帯生活支援特別給付金制度を実施することに伴い、その対象から外れてしまう低所得者へ松戸市子育て世帯生活応援特別給付金を支給するものである。

(3) 個人情報を目的外利用する理由

松戸市子育て世帯生活応援特別給付金は、すでに給付が行われている国の給付金対象ではない低所得の子育て世帯を対象としており、実情を踏まえた生活支援をできるだけ速やかにかつ正確に給付を行うため、(5)に記載の個人情報の目的外使用をするもの

(4) 対象者

支給対象者は、以下のすべての要件に該当する者

- ① 基準日（令和3年3月31日）時点において、18歳未満の児童
- ② ①の保護者のうち主たる生計維持者の令和3年度市民税が均等割のみ課税されている者（国の低所得のひとり親世帯・ふたり親子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金受給者を除く）

(5) 目的外利用する個人情報

松戸市子育て世帯生活応援特別給付金給付事業に係る業務に必要な個人情報

- ① 児童手当対象児童の氏名、生年月日、性別、住所
児童手当受給世帯の氏名、生年月日、性別、住所、戸籍情報、地方税情報
- ② 国の制度である低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業の支給対象者情報

(6) 個人情報を利用する課 子育て支援課児童給付担当室

(7) 個人情報を目的外利用する期間（予定）

令和3年8月1日から令和4年3月31日まで

(8) 業務を所掌する課（諮問課） 子育て支援課児童給付担当室

以上